

飯田病院附属仲ノ町診療所 通所リハビリテーション丘の上 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人栗山会が開設する飯田病院附属仲ノ町診療所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 飯田病院附属仲ノ町診療所 通所リハビリテーション丘の上
- ② 所在地 長野県飯田市仲ノ町1丁目2番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 医師1名以上（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

- ② 理学療法士または作業療法士 1名以上（常勤）
- ③ 看護職員 1名以上（常勤兼務・非常勤兼務）
- ④ 介護職員 4名以上（常勤・非常勤兼務）

- ⑤ 管理栄養士（飯田病院と連携） 1名以上（非常勤兼務）

管理栄養士配置は栄養改善加算・栄養スクリーニング加算を算定する場合に限る。

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。

② 営業日の午前8時00分から午後5時00分の間でサービスを提供する。

また、以下の場合、営業休日となる

年未年始（12月30日～1月3日）

業務上必要と思われる日・法人として必要と思われる日

なお、休日については、事前に利用者、関係機関へ連絡をする。

（利用者の定員）

第6条 利用者の定員は、33名とする。

（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他費用の額）

第7条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション内容は次のとおりとする。

- ① 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- ② 居宅と事業所間の送迎
- ③ 食事の提供
- ④ 入浴介助
- ⑤ 特別入浴介助
- ⑥ 個別リハビリテーション

3 各サービスの利用料については別表の通りとする。別表の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の事業実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、飯田市、下伊那郡とする。

ただし、送迎についてはおおむね片道30分以内とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者が指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- ① 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- ② 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（苦情処理）

第11条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテ

ションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修

② 事業所（法人）研修

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人栗山会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。